

令和8年小野町議会定例会6月会議

議 事 日 程 （第1号）

令和8年6月10日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑以下日程第7まで同じ〕
- 日程第 5 議案第43号 小野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第44号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第45号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第46号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 9 議案第47号 令和8年度小野町一般会計補正予算（第1号）
〔上程、説明、質疑以下日程第10まで同じ〕
- 日程第10 議案第48号 令和8年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第49号 ベビーケアルーム設置業務契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第12 議案第50号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決以下日程第21まで同じ〕
- 日程第13 議案第51号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第52号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第53号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第54号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第55号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第56号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第57号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第58号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第59号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案の委員会付託
- 日程第23 請願・陳情の委員会付託
- 日程第24 報告第 2号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 日程第25 報告第 3号 令和7年度小野町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	古	崎	泰	介	君	2番	橋	本	善	雄	君	
3番	國	分	順	一	君	4番	羽	生	洋	市	君	
5番	會	田	百	合	子	君	6番	緑	川	久	子	君
7番	先	崎	勝	馬	君	8番	竹	川	里	志	君	
9番	宗	像	芳	男	君	10番	水	野	正	廣	君	
11番	中	野	孝	一	君	12番	田	村	弘	文	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	村 上 昭 正 君	副 町 長	藤 本 達 君
教 育 長	有 賀 仁 一 君	総務課長兼 デジタル推 進室長	先 崎 秀 一 君
企画政策課長兼 まちづくり推 進室長	折 笠 顕 一 君	町民生活課長	矢 吹 昌 之 君
健康福祉課長	佐 藤 金 哉 君	子育て支援課長	吉 田 隆 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	西 牧 英 一 君	地域整備課長 兼新庁舎整 備室長	矢 吹 浩 司 君
教 育 課 長	赤 坂 泰 秀 君	会計管理者 兼出納室長 兼税務課長	味 原 廣 一 君
代表監査委員	佐 久 間 金 治 君	農業委員会会長	宗 像 智 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	郡	司	治	子	次	長	猪	狩	信	輔
書 記	吉	田	浩	太	朗	書 記	国	分	勝	理

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和8年小野町議会定例会6月会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、

1番 古 崎 泰 介 議員

11番 中 野 孝 一 議員

を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、定例会6月議会の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

9番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 去る6月1日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和8年小野町議会定例会6月会議の会議日程については、6月10日から6月15日までの6日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第47号及び議案第50号から議案第59号については起立採決とし、議案第42号から議案第46号まで及び議案第48号並びに議案第49号については、簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第49号から議案第59号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うこと

といたします。

次に、一般質問につきましては、11日、12日の午後6時から2日間にわたり、通告の順序により、11日に3名、12日に3名の計6名が行います。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第1号については厚生産業常任委員会に付託し、審査することとし、陳情第2号については総務文教常任委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会6月会議の日程は、本日から6月15日までの6日間を目標に進めることといたします。

なお、議案第49号から議案第59号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、一般質問につきましては、11日、12日の午後6時から2日間にわたり、通告の順序により、11日に3名、12日に3名の計6名の議員が一般質問を行います。

次に、陳情の取扱いについて、陳情第1号については、厚生産業常任委員会に付託し、陳情第2号については、総務文教常任委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

定例会6月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第120条第1項の規定に基づき、出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願・陳情は2件であります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第42号～議案第45号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第45号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例についてまで、4議案を一括して議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、4議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第42号～議案第45号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和8年小野町議会定例会6月議会が開催されるにあたり、議員の皆様には、時節柄何かと多忙の中、ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、条例改正案件4件、条例廃止案件1件、補正予算案件2件、契約締結案件1件、人事案件10件並びに報告案件3件を合わせて21案件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、それに先立ちまして、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、役場新庁舎建設の進捗状況につきましては、令和6年度に契約を締結した建築基本・実施設計委託業務について、基本設計に関する事項を本年3月までにまとめ、町民の方々の意見を伺うため4月16日から5月11日までの期間でパブリックコメントを実施しました。いただいたご意見などを参考に、現在は設備や構造などについて、より詳細な設計を行う実施設計業務を行っております。

次に、デジタル推進事業についてであります。今年度は、行政手続のオンライン化に向け、様々な手続の手順を見直し、さらには行政手続をいつでも、どこでも確認することができるオンラインマニュアルを作成し、質の高い行政サービスの基盤構築を進めてまいります。

次に、防災対策事業についてであります。B＆G財団の防災拠点の設置及び災害相互支援体制構築事業について、今年度、事業採択を受け、取り組みたいと考えております。防災拠点の整備のほか、人材の育成、災害時の相互支援体制の構築などからなる事業であります。本会議に所要の予算を計上させていただいております。

次に、指定ごみ袋の希望小売価格の改定についてであります。中東情勢の緊迫化により、石油化学製品等

の調達環境に影響が生じ、原料の価格が高騰しております。的確かつ安定的なごみ処理体制を確保するため、やむを得ず、町の指定ごみ袋の価格を改定したいと思います。

なお、価格の高騰によります住民の負担を軽減するため、価格高騰分の一部を町においても負担したく、本会議に必要な予算を計上させていただいております。

次に、児童館キラッと☆おのの運営状況についてであります。2年目を迎え、6月4日現在の放課後児童クラブの利用者数は延べ2,230人となっております。また、本年4月よりこども誰でも通園制度が児童館において本格的に開始されております。

次に、商工関係事業についてであります。物価高騰の影響を受けている町民及び町内事業者の支援のため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施している小野町小桜ちゃん応援商品券支給事業については、令和8年3月に各世帯に商品券を送付し、使用期間を令和8年9月30日までに定め、委託事業者と連携しながら事業を進めているところであります。

また、消費者の生活支援と町内事業所の売上向上を図るため、7月にプレミアム率を30%とした小桜ちゃんプレミアム付商品券の販売を予定しております。

次に、農業関係でございますが、水稻につきましては、引き続き水稻病虫害防除への助成などを行いながら、秋の収穫まで各種支援を進めてまいります。

オリジナル日本酒「東堂山勝馬」であります。今年は午年を記念して、数量限定で一升瓶を製造し、町内で販売が開始され、昨年に引き続き好評をいただいております。東京都日本橋にあります福島県のアンテナショップ「M I D E T T Eふくしま」及び東京農業大学のアンテナショップ「農」の蔵での店頭販売も開始されたところであります。

夏井千本桜事業につきましては、地元関係者や有志の方のご協力の下、イベント内容を充実させ、多くの観光客をお迎えいたしました。4月の夏井千本桜の入込客数は約3万8,000人で、昨年度の3万3,000人を上回った状況であります。

次に、右支夏井川河川改修事業についてであります。令和8年度は、小野橋付近の護岸工事、小野橋から役場までの付け替え町道工事、五條橋の架け替え工事を進めております。

次に、生涯学習事業についてであります。昨年度末に、丘灯至夫氏の偉人マンガ完成を記念して実施した作詩コンクールの入選作品1点に補作詩、作曲を行い、CD化いたしました。現在、町の公式ホームページで視聴していただけますが、今後は町民の皆様幅広く親しんでいただけるよう機会を創出してまいります。

以上、今年度の主要な事業等の状況であります。

今後も、小野町総合計画で掲げる将来像の実現に向けて、様々な政策を展開し、町民の皆様と共に、変化に合わせた持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会6月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明いたします。

議案第42号から議案第45号までの条例の一部改正案件4案件につきまして、ご説明いたします。

初めに、議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、当町に

おける選挙長等の報酬について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、選挙長等の報酬について、改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する額相当額とするため、単価を引き上げるものであります。この条例については、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第43号 小野町税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法等の一部改正により、町税に係る関係規定の整備等を行うため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、防衛特別所得税の創設及び復興特別所得税の改正に伴う寄附金税額控除の特例控除の読み替え規定部分の改正及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の見直しに伴う改正であります。

また、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の撤廃のための規定の整備や、住宅借入金等特別税額控除期間の5年間延長及び控除が適用となる居住年の5年間の延長、優良住宅の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正であります。

さらに、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う改正、固定資産税に係る家屋及び償却資産の免税点の引上げなど、関係規定の整備を行うものであります。この条例については、令和9年1月1日から施行するものであります。

ただし、固定資産税に係る改正については令和9年4月1日、寄附金税額控除及び長期譲渡所得に係る課税の特例見直しについては令和10年1月1日、特定暗号試算取引に係る改正については、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年の1月1日から施行日とするものであります。

次に、議案第44号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和8年度の税制改正の大綱を受け、子ども・子育て支援納付金に係る規定の追加及び国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、同様の措置を講じるものであります。

また、令和8年度の国民健康保険税の課税基準額が確定したことにより、税額算定を行った結果、保険税率の変更の必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、1つ目に、子ども・子育て支援納付金に係る規定を新たに加え、福島県が示した標準保険料率を参考とし税率を設定し、その賦課金限度額を3万円に定めるものであります。2つ目に、医療給付費分賦課額に係る賦課限度額を66万円から67万円に引き上げ、3つ目に、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準のうち、5割軽減の基準については被保険者数の乗ずる金額を30万5,000円から31万円、2割軽減の基準については56万円から57万円とするものであります。4つ目に、税額算定結果により、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの国民健康保険税率を改正するものであります。

この条例については、公布の日から施行し、改正後の規定は令和8年度以降の国民健康保険税について適用し、令和7年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

次に、議案第45号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、令和7年度

所得税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われたことを受け、令和8年度の介護保険料の減免について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、令和7年度及び令和8年度どちらも市町村民税非課税の被保険者で、令和8年度の保険料段階が市町村民税課税者と判断される者に対し、令和8年度の保険料段階が市町村民税非課税者と同様となるよう特例減税を適用するものであります。この条例については、令和8年度分の保険料に限り適用されるものであります。

以上、議案第42号から議案第45号までの条例の一部改正案件4案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第42号～議案第45号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第45号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの4議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第42号から議案第45号までの4議案について質疑を終わります。

◎議案第46号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第8、議案第46号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第46号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第46号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてありますが、小野町老人憩の家たかむら荘は、設備の故障により令和7年12月末より営業を休止しており、施設の今後の維持管理について検討した結果、継続して使用するにはボイラー設備の修繕のほか、エアコンの設置、建物や設備の老朽化に伴う大規模改修などに多額の費用を要することが見込まれるため、廃止するものであります。

なお、この条例は令和8年6月30日から施行するものであります。

廃止後は、町内及び近隣の温浴施設を利用した際の入浴料金の一部を助成する事業を継続していくほか、老人クラブを対象とした入浴サービス事業を実施するなど、老人福祉サービスの向上に努めてまいります。

以上、議案第46号、条例廃止1案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第46号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第46号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第46号について質疑を終わります。

◎議案第47号～議案第48号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第9、議案第47号 令和8年度小野町一般会計補正予算（第1号）から日程第10、議案第48号 令和8年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、2議案を一括して議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議世事務局長朗読〕

◎議案第４７号～議案第４８号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第47号から議案第48号までの、令和８年度各会計補正予算２案件についてご説明いたします。

初めに、議案第47号 令和８年度小野町一般会計補正予算（第１号）についてであります。令和８年度各会計予算書並びに予算説明書既定の歳入歳出予算の総額に、7,539万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を70億3,139万6,000円とするものであります。

なお、各会計の歳入歳出の内容につきまして、予算決算常任委員会において、副町長以下、担当課長より説明をいたさせますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

次に、議案第48号 令和８年度小野町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に224万円を増額し、歳入歳出予算の総額を13億9,411万1,000円とする補正予算であります。

以上、議案第47号から議案第48号までの令和８年度各会計補正予算２案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第４７号～議案第４８号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第47号 令和８年度小野町一般会計補正予算（第１号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第47号について質疑を終わります。

次に、議案第48号 令和８年度小野町介護保険特別会計補正予算（第１号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第48号について質疑を終わります。

◎議案第49号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第49号 ベビーケアルーム設置業務契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第49号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第49号、契約締結案件1案件につきましてご説明いたします。

議案第49号 ベビーケアルーム設置業務契約の締結についてであります。本案は、ベビーケアルーム設置業務につきまして、地方自治法第234条の規定に基づき、条件付一般競争入札により、5月29日に入札を執行した結果、1,234万9,150円で、本宮市本宮字館町161番地2、福味商事株式会社が落札したものであります。

業務の概要につきましては、地方防災緊急整備事業として、授乳やおむつ替えなどができる設置型ベビーケアルームを4台購入し、多目的研修集会施設、ふるさと文化の館、B&G海洋センター及び町民体育館に1台ずつ設置するものであります。

以上、議案第49号、契約締結案件1件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第49号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第49号 ベビーケアルーム設置業務契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第49号について質疑を終わります。

◎議案第49号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第49号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第49号の討論を終わります。

◎議案第49号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第49号 ベビーケアルーム設置業務契約の締結についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

◎議案第50号～議案第59号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第12、議案第50号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから日程第21、議案第59号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの10議案を一括して議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、10議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第50号～議案第59号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第50号から議案第59号までの人事案件10件についてご説明申し上げます。

本案は、現農業委員が本年7月19日で任期満了となることから、農業委員会法等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、委員10名の任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和8年7月20日から3年の任期となるものであります。

初めに、議案第50号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は、小野町大字小戸神字請地166番地、國分良明氏を小野町農業委員会の委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同じく、議案第51号であります。小野町大字夏井字原64番地、佐藤秀洋氏の同意を求めるものであります。

同じく、議案第52号であります。小野町大字吉野辺字早渡16番地、先崎照雄氏の同意を求めるものであります。

同じく、議案第53号であります。小野町大字谷津作字名馬28番地、田村正弘氏の同意を求めるものであります。

同じく、議案第54号であります。小野町大字塩庭字茄子坂138番地、大竹正広氏の同意を求めるものであります。

同じく、議案第55号であります。小野町大字浮金字越野428番地、宗像智氏の同意を求めるものであります。

同じく、議案第56号であります。小野町大字和名田字角十内115番地、渡邊静夫氏の同意を求めるものであります。

同じく、議案第57号であります。小野町大字小野赤沼字権現前70番地1、先崎義雄氏の同意を求めるものであります。

同じく、議案第58号であります。小野町大字小野新町字中通20番地の8、渡邊佳子氏の同意を求めるものであります。

同じく、議案第59号であります、小野町大字飯豊字三王堂91番地、宗像衛氏の同意を求めるものであります。

以上、議案第50号から議案第59号までの小野町農業委員会の委員の任命について、議会の同意を求める人事案件10件の概要説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第50号～議案第59号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第50号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから、議案第59号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの10議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第59号までの10議案について質疑を終わります。

◎議案第50号～議案第59号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案第50号から議案第59号までの10議案について採決をしたいと思います。

なお、地方議会運営の実務により、「全員同意をすることに異論がないことが予想される場合、一括採決してもさしつかえない。」となっておりますので、10議案を一括採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第50号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから、議案第59号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの10議案について、原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第50号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから議案第59号 小野町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでの10議案については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第22、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第23、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第1号から陳情第2号までの2件の陳情につきましては、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情書の写しはお手元に配付のとおりであります。

◎報告第2号～報告第4号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第24、報告第2号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてから日程第26、報告第4号 令和7年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 報告第2号から報告第4号までの報告案件3件につきまして、ご報告いたします。

初めに、報告第2号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、一部を除き、同年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分について、小野町税条例の所要の改正をするため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものであります。

主な改正内容といたしましては、軽自動車税について、1つ目に、新車及び中古車に課税されていた環境性

能割が廃止され、軽自動車税の環境性能割及び種別割が軽自動車税へ整備されたものであります。2つ目に、グリーン化特例の延長として、電気自動車、天然ガス軽自動車を取得した場合、翌年度の軽自動車税に限り、税額が軽減される措置を令和10年3月31日まで2年延長とするものであります。

また、住民税については、1つ目に特定大口株主配当等の特定配当等についても5%の住民税が特別徴収されることとなり、2つ目に肉用牛の売却に係る町民税の課税の特例について、適用期限を令和12年度まで3年延長、3つ目には優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和11年度まで3年延長するものであります。

そのほか、地方税法の改正による条項のずれ等、必要な規定の改正を行ったものであり、令和8年4月1日から施行したものであります。

次に、報告第3号 令和7年度小野町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。本報告案件は、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和7年度小野町一般会計予算に計上している継続費について繰越計算書を調製したもので、報告するものであります。

継続費を設定している事業は、新庁舎整備事業であり、継続費総額が1億3,090万円のうち、令和7年度に計上している予算8,960万円から支出済の5,628万円を差し引いた残額であります3,865万円を令和8年度に繰り越すもので、繰越額の財源につきましては、地方債が1,590万円、一般財源が2,275万円となるものであります。

次に、報告第4号 令和7年度小野町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。本報告案件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度小野町一般会計予算において、翌年度に繰越しして使用できるとした繰越明許費について、繰越計算書を調製したもので、報告するものであります。

繰越しした事業は、地域交通対策事業一般などの7事業であり、事業費総額は2億4,127万1,000円で、うち令和8年度に繰越しした総額は2億3,667万円であります。

繰越額の財源内訳につきましては、未収入分の国庫支出金が1億7,506万9,000円、県支出金が32万6,000円、地方債が5,710万円、一般財源が417万5,000円であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前10時53分